

令和 6 年 8 月

これまでに指摘があった委員からの意見・提案について**1. 被災者支援に係るメニューの充実****① 避難生活の環境改善**

- 「災害救助事務取扱要領」では、「概ね 10 人の福祉避難所の対象者に 1 人の相談等に当たる介護員等を配置するために必要な経費」について、災害救助法の「避難所の供与」に基づく費用として支弁できるとされているが、実態に即して、何人の避難者に対して何人の介護員等が必要となるか検証する必要があるのではないか。
- 避難所における要配慮者スペースの設置が進んできたものの、この要配慮者スペースを機能させるための道具や配置、支援対象者と支援者との調整が進んでいないとの意見がある。要配慮者スペースの運営方法を理解している専門職、行政職員、地域住民が少ない。このような一般避難所における要配慮者スペースの活用を促進するため、準備・学び・練習の場が必要ではないか。また、避難所運営研修等において、女性、高齢者・障害者等にも参画を求め、必要な通路幅や仮設トイレの設置場所などを共に考えることが必要ではないか。
- 住まいの再建が図られるまでの間、トイレや食事（セントラルキッチン方式を活用した食事を含む）、寝床（布団を含む）の確保を進め、在宅避難者が健康に過ごすための暮らしのサポートの視点が必要ではないか。在宅避難については、避難行動要支援者名簿や個別避難計画等を関係団体等との共有も含め活用して、発災後速やかに、在宅避難者の状況把握を行うとともに、アウトリーチ支援を進めていくことが必要ではないか。その際、在宅避難者へのアセスメントの実施にあたって、何を聞いてくるか、誰が聞くか等について検討する必要があるのではないか。

車中泊避難については、エコノミークラス症候群等の懸念があるが、その対応も含めて、車中泊避難者の状況把握やアウトリーチ支援のあり方について盛り込んだ在宅避難者・車中泊避難者等の支援の手引きの周知徹底を図ることが必要ではないか。

また、避難所は、在宅避難者を含めた当該避難所及びその地域において避難生活を送る被災者に対する情報発信の場所や在宅避難者が必要な物資を受け取りにくる

場所となること等の地域の支援拠点としての機能を有するものであることを改めて周知することが必要ではないか。

加えてサテライト拠点の設置・運営方法についても検討する必要があるほか、在宅避難者・車中泊避難者を支援するための施策、広域避難者を支援するための施策や DWAT の活用などの現行の福祉施策等との整理についても検討する必要があるのではないかな。

- 物資備蓄に関して、国、都道府県、市町村、民間団体、住民等との役割分担の整理が必要である。特に、避難所における物資備蓄について、品目、数量、スペースの確保、民間団体との協定等はどうあるべきか検討することが必要ではないか。

- 広域避難者を把握し、適切な支援策を提供できる仕組みが必要ではないか。

② 平時の福祉施策との連携

- 「医療」や「助産」と同様に、災害救助法の救助の種類の一つとして、「被災者の生活再建に向けた寄り添い型の支援」等を「福祉」として位置付けるべきではないか。

ただし、「福祉」の字義的な意味は「幸福」であり、概念的なものである。一方で、「医療」や「助産」は、まさにその行為を示したものであることから、災害救助法の救助の種類として、「医療」及び「助産」と「福祉」を並列で扱うことは適切か検討する必要がある。

まずは、災害時における「福祉」が示す行為が何かを具体的に検討する必要があるのではないかな。また、災害時において現行の福祉施策で対応できているところと対応できていないところを整理する必要があるのではないかな。

- 被災者支援に係る諸制度は、罹災証明書を基にするものが多いが、それらについては、被災者の生活再建が長期化するにつれて活用できるものが限られてくるとの意見がある。このため、住宅の被害以外にも、災害による影響（仕事、障害等）を踏まえた支援メニューが必要ではないか。さらには、住宅の被害程度ではなく、生活の困窮度・要介護度の状況などに応じた支援を講じるべきではないか。

ただし、既存の福祉施策との関係も踏まえ、慎重に検討すべきではないか。

- ケアマネジャー、相談支援専門員、生活困窮者自立支援相談員や共生社会づくりを担う支援員など、既存の相談支援制度の担い手について、災害時においても災害ケースマネジメントの取組として一体的に支援に当たれるよう、研修等を通

じて教育・普及が必要ではないか。このように、平時に顔が見える関係を構築することで地域共生社会の構築にも資するという視点も必要ではないか。

- 社会保障関係法に被災者支援を位置付けるべきではないか。例えば、昨今、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の改正による公立小中学校等のバリアフリー化、「社会福祉法」の改正による重層的支援体制整備事業の創設、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」の成立などの動きがある。被災者支援施策の検討にあたっては、このような取組を十分に考慮しながら、進めていくことが必要ではないか。

③ 住まいの確保・改善

- 応急修理制度については、本来は、被災者が早期に自宅に戻るため、日常生活に不可欠な部分の修理を応急的に最小限の範囲で行うための制度であるが、本来の制度の趣旨と実態が違ってきているのではないか、応急修理の位置づけを整理するべきではないか、との意見もある。これらの整理については、被災者生活再建支援法との関係や、住宅が個人財産であること等も踏まえ、地方自治体等も含め、検討する必要があるのではないか。
- 仮設住宅については、高齢者や障害者など、速やかに避難所から移動することが望ましい方のためにも、被災直後に一時的な入居を認め、その後別の仮設住宅への住み替えが可能となるようにすべきではないか。検討に当たっては、現状でもやむをえない場合は住み替えを許容していること、礼金や退去に伴う修繕費等のコストも含めて検討する必要があるのではないか。
- 賃貸型応急住宅の確保が困難な場合など、民間賃貸住宅などを補修してから仮設住宅として活用することを検討してはどうか。

④ その他

- 災害法制の基本理念や目的等において、個人の「尊厳」を位置付けるべきではないか。ただし、現行の災害対策基本法の基本理念には、「被災者による主体的な取組を阻害することのないよう配慮しつつ、被災者の年齢、性別、障害の有無その他の被災者の事情を踏まえ、その時期に応じて適切に被災者を援護すること。」との規定が既にあることを踏まえ、別途法制上の検討が必要となるのではないか。
- 災害関連死を防止するため、特に、高齢者・障害者等が注意すべき事項を周知・啓発していくべきではないか。

- 行政の人数が少なくても必ず実施すべき支援は何かを考える必要があるのではないか。
- 避難所等での避難生活においては、避難者の健康が維持され、介護度が上がらないよう、それぞれの被災地の状況に応じて、支援が必要な方が必要な支援を受けられることが重要であるのではないかと。必要な支援を検討するに当たっては、被災者が我慢を強いられることがないよう考慮する視点も必要ではないかと。
- 被災者支援のあり方においては、女性や子ども、高齢者、障害者など多様な被災者が、安心・安全に避難生活を送れるよう検討することが重要ではないかと。
- 自治体による上乗せ支援や、人によって入る仮設住宅の種類が異なるなど、支援格差があるため、全ての被災者に公平な支援となる仕組みとすべきではないか。
- 自治体職員のマンパワーを確保するため、被害認定調査は士業団体などに委任するとともに、資産への被害の観点から、再取得価格ベースで評価すべき。

2. 被災者支援に係る体制の構築・強化

① 避難生活の環境改善

- 福祉避難所には、厚生労働省による福祉人材派遣の支援制度があるが、手続きが煩雑で、そこにマンパワーを取られてしまうとの意見があるため、手続きの簡素化が必要ではないかと。
- 発達障害者が環境変化等により一般避難所に行けなかった事例があった。また、福祉避難所が被災したり、人員が不足したりすることにより避難者を受け入れられないといった課題もあり、平時からの関係機関との協定の締結や DWAT による在宅避難者への初期の訪問等の支援拡充を検討すべきではないか。

② 専門 NPO 等との官民連携の充実

- 食事提供や要配慮者の見守りなど、民間が専門性を活かしてきめ細かく被災者に対応している実態があり、専門 NPO 等を行政のパートナーとして位置づけ、連携する仕組みが必要ではないか。

③ その他

- 被災者への相談支援等を実施する際には、現行の福祉施策等との関係や費用の扱いについても整理が必要ではないか。
- 被災者支援施策にあたっては、国や都道府県が被災した市町村の困難な状況を理解しどのような支援ができるか検討することが必要ではないか。
- 災害時は、平時と比較しても関係者との調整、事務処理、書類作成などの業務が大幅に増えるため、手続きの簡素化がより重要となるのではないか。
- 市町村長の危機管理の対応力を高めるためには、市町村長向けの研修等を充実させる必要があるのではないか。

以 上